

「新たなジョブローテーションの実施」に関する

申24号

解明申し入れ(その2)提出！

申し入れ内容

18. 出向先会社について明らかにすること。また、出向休職から復職する際の配属箇所について明らかにすること。
19. 異動の範囲について考えを明らかにすること。
20. 任用の基準としている「基準」の考えを明らかにすること。また、今施策において異動及び出向を任用の基準とした根拠を明らかにすること。
21. 概ね10年の従事期間について休職等の考えを具体的に明らかにすること。
22. 営業職、輸送職、乗務職の担務変更になるケースについて、それぞれ具体的に明らかにすること。
23. 異動・担務変更に伴う適性検査と個人面談の時期について明らかにすること。
24. 自己申告書による個人面談の内容に変更があるのか明らかにすること。また、自己申告書の様式や項目に変更があるのか明らかにすること。
25. ライフサイクルの深度化についてこれまでの課題を明らかにすること。また、廃止後に想定される課題を明らかにすること。
26. 「新たなジョブローテーションの実施」の対象を営業職、輸送職、乗務職に限定した根拠を明らかにすること。
27. 「新たなジョブローテーションの実施」による、経営効果を明らかにすること。
28. 在来線運転士を経験せずに、新幹線運転士に登用された場合の教育・訓練内容、スケジュールを明らかにすること。
29. 多様な経験と柔軟な働き方を担う社員の生活設計を補償する考えを明らかにすること。
30. 「新たなジョブローテーションの実施」について会社説明を行う場合の本社から支社、現場への周知方法を明らかにすること。また、社員の不安解消をどのように行っていくのか明らかにすること。
31. 「プロフェッショナル採用」を「エリア職」とした根拠を明らかにすること。また、「エリア職」と「新たなジョブローテーションの実施」の関連性について考えを明らかにすること。
32. JR 東日本における現在の雇用形態を明らかにすること。また「ジョブ型雇用」の導入について今後の考えを明らかにすること。

**職場討議で出された組合員の不安を解消し、
施策を担う組合員が働きがいを持ち、
将来を描くことができるよう基本交渉へ高めていこう！！**